

議案第161号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例（昭和59年前橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占 用 物 件		単 位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円
	外径が1メートル以上のもの			610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	3円
			その他のもの	10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
		地下に設けるもの		300円
	その他のもの			1,000円

法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900円
	地下に設ける通路			540円
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	180円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	180円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	810円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
		その他のもの	1本につき1か月	180円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,800円
		その他のもの		900円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条			占用面積1平方メー	180円

第5号に掲げる工事用材料		トルにつき1か月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の許可を受けて存する占用物件（施行日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する施行日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該各号に定める方法により算出した額とする。
 - (1) 令和6年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和7年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に1.2を乗じて得た額